

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年六月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年二月五日奈良県指令郡土第四一―七二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年六月十三日郡土第五六一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年六月十三日郡土第一七九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市生駒台北一三二番一、一三二番二、一三二番五、一三二番六、一三二番七、

一三二番八、一三二番九、一三二番一〇、一三二番一一、一八六三番九及び一八六三

番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台一丁目八番一号

株式会社マルヤマ 代表取締役 丸山佳映

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市生駒台北一三二番一、一三二番二及び一三二番一〇

下水道 生駒市生駒台北一三二番一及び一三二番一〇の各一部